

委託契約約款

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、委託契約書に定めたもののほか、この約款及び別紙仕様書に従い、委託契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を履行しなければならない。

（委託業務の公共性の認識等）

第2条 乙は委託業務を行うに当たっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、委託業務を行わなければならない。

（経費等の負担）

第3条 委託業務を行うために必要な経費等は、すべて乙の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第4条 乙は、契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に行わせてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、権利又は義務の譲渡又は承継及び委託業務の一部の再委託をすることができる。

4 前項に規定する承諾を得ようとするときは、乙は、甲が必要と認めた事項を甲に通知しなければならない。

（法令の遵守）

第5条 乙は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

（実施計画書の作成）

第6条 乙は、委託業務を実施するための委託業務実施計画書を作成し、別紙仕様書に定めるところに従い、甲に提出し、その承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（従業員）

第7条 乙は、委託業務の履行に必要な数の従業員を従事させるものとする。

2 甲は、乙の従業員で委託業務の処理及び管理に著しく不適当であると認められるものがあるときは、乙に対し、従業員の交替等の必要な措置を探ることを求めることができる。この場合において、乙は、直ちに当該請求に係る事項についての措置を決め、甲に通知しなければならない。

（業務担当責任者）

第8条 乙は、委託業務に従事する従業員の中から、次に掲げる事項について乙を代理する業務担当責任者を選任するものとする。

(1) 乙の従業員及び第4条第3項の規定により業務を再委託した場合の業務従業員の指導監督

(2) 別紙仕様書に定めのない業務の履行に係る承諾

(3) その他契約の目的達成に必要な事項

2 甲は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は乙又は乙の選任した業務担当責任者に対して行うものとする。

（緊急時等の措置）

第9条 乙は、緊急又は臨時の必要があると甲が認めた場合には、直ちに甲と協議して、別紙仕様書に定めのない業務であっても、これを履行するものとする。

（調査等）

第10条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は乙の委託業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

2 甲は、前項の検査等により、必要があると認めたときは、乙に対し、必要な措置を探ることを求めることができる。

（報告義務等）

第11条 乙は、委託業務を実施する際、委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

2 乙は委託業務実施計画に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、甲に対して、直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(実施報告書等)

- 第12条 乙は、別紙仕様書に定めるところにより、甲に対して、委託業務実施報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の委託業務実施報告書が到着した日から起算して、10日以内に履行を確認するための検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに委託業務の全部又は一部を履行し、甲の検査を受けなければならない。

(委託料の支払等)

- 第13条 乙は、前条第2項又は第3項の検査に合格したときは、契約書記載の金額に応じ、委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、契約書に記載する日までに委託料を支払うものとする。

(甲の解除権)

- 第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務を甲が直接行う必要が生じたとき。
- (2) 乙が、契約に違反したとき。
- (3) 乙が、契約を誠実に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- 2 乙は、前項第2号又は第3号の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。
- 3 乙は、第1項第2号又は第3号の規定により契約を解除されたときは、委託料の額の10パーセントに相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。

(解除後の処理)

- 第15条 乙は、前条の規定により契約が解除された場合は、解除の日までに履行した委託業務の内容を書面をもって甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する委託料相当額を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

- 第16条 乙が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第14条第1項第2号又は第3号の規定により契約が解除されたときは、甲に帰属するものとする。
- 2 契約保証金は、乙が、契約に定める義務を履行したときは、返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利息を付けない。

(損害賠償)

- 第17条 乙は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。

(特許権等の使用)

- 第18条 乙は、委託業務の履行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている処理方法を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(遅延損害金)

- 第19条 乙が、その責めに帰すべき理由により契約に定める委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになった場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延損害金を徴して、委託期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延損害金は、延長前の委託期間満了の日から第11条第2項の規定による検査の合格のまでの日数1日につき、甲が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額の1,000分の1に相当する額とする。

(守秘義務)

- 第20条 乙は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解約後も、同様とする。

(個人情報の保護)

- 第21条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(約款に定めのない事項)

- 第22条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して、これを定める。